



令和 8 年 6 月 1 8 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社東部興産（福岡県大野城市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 なかむら 中村 隆人（内線 6 1 4 1）
建設産業課長補佐 しらはま 白濱 幸徳（内線 6 1 3 0）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社東部興産	国土交通大臣許可 (般・特-5) 第28892号	白石 武士	福岡県大野城市

2. 処分内容

一 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における造園工事業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

2 期間

令和8年7月3日から令和8年7月9日までの7日間

二 建設業法第28条1項の規定に基づく指示

1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処 分 理 由

- 一 (株) 東部興産は、福岡県内で請け負った造園工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められる。

- 二 同社は、大阪支店の営業所技術者を福岡県内の専任が必要な工事に配置した。

このことは、同法第15条第2号に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。

また、福岡県内の専任が必要な工事に配置していた主任技術者を、他の工事の主任技術者として兼務させた。

このことは、同法26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。